

1. 保険料の払込方法

払込方法（※1）	一時払	分割払（※2）
銀行振込	○	×
口座振替	×	○

※1 クレジットカード払いは取り扱いしていません

※2 分割払の保険料は一時払に比べ約8%増となります。

2. 保険料の払込期日および猶予期間の取り扱い

・一時払の保険料または分割払の第1回保険料の払込期日は、保険契約の締結時となります。払込期日までに保険料の払込みが無い場合、当社が保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。

・分割払の第2回以降の保険料の払込期日は保険証券に記載された払込期日となります。払込期日までに保険料の払込みがない場合、払込期日の翌日以降に発生した事故については保険金をお支払いできません。（ただし、契約者が払込期日の翌月末までにその分割保険料を払込んだ場合は、この規定は適用しません。）

・また、第2回以降の分割保険料を払込まなかったことについて保険契約者に故意および重過失がなかったと当社が認められたときは、払込期日の翌々月末日を猶予期限とします。